

## 答申書

### 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和3年9月15日に提起した、処分庁（○○総合支庁長）による生活保護法に基づく保護変更決定処分（令和3年7月21日付け保護決定（変更）通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人

本件処分は、審査請求人がインターネットのフリーマーケットアプリで得た売却収入を、収入充当し、保護費を支給しないとしたものであるが、以下の通り合理的理由なく不当であり、速やかに取り消される（保護費が支給される）べきである。

ア 審査請求人が処分した資産は、保護支給決定時に既に存在し、その保有を前提に支給決定されたものである。にもかかわらず、支給決定後に処分した動産が支給決定後の取得や新たな収入では無いのに、新たな収入とされた。そのまま生活に利用していたか、これを現金化していたかによって、保護費の支給が変更される謂れはない。

イ 保護申請日の手持ち現金や動産が、全額、収入として認定されることは、検討・考慮を欠いており、許容できない。当該世帯の最低生活費の5割以下の額は、保護開始時に保有を認め、収入として認定したりして保護費から減額することはしない運用であるにもかかわらず、形式的に収入認定をして全額控除する変更決定をしたものであって、極めて不当であるから、直ちに取り消されるべきである。

ウ また、収入月である令和3年6月でなく、収入の無い月の生活費である令和3年8月～11月分保護費から収入充当するという不利益処分を法律の根拠なく行った。

(2) 審査庁

処分庁による本件処分については、違法又は不当とは認められないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 保護開始時に保有が認められた資産の売却収入の取扱いについて

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第 4 条）とされ、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法第 8 条）とされている。よって、収入があれば原則として収入認定され、その結果として保護支給額が最低生活費より減額されることは、生活保護制度上において通常の見取りである。

収入認定除外事由については、生活保護制度上、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 の 3 の (3) に列挙されているが、審査請求人の主張する「保護開始時に保有を容認された資産をその後売却した場合の売却収入」及び「生活が苦しいためやむなく資産を処分した収入」についてはあてはまる事由はない。

売却物品は、保護開始時に保有が認められた資産であるが、資産として活用することが前提であり、換金しても収入認定を行わないという趣旨ではない。

イ 保護開始時に認定すべき手持金の取扱いについて

「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の 5 割を超える額とする」と「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 10 の 10-2 において規定されており、請求人は本件にこの規定が適用されるべきと主張する。しかし、この取扱いの対象となるのはあくまでも「保護開始時の程度決定」における「保護開始時に保有する手持金（金銭）」であり、本件処分は「保護開始時に保有して

いた金銭以外の資産を、保護開始後に換金した」収入に対する処分であって、当該規定にはあてはまらない。

#### ウ 返納額の取扱いについて

「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後になって明らかとなった場合は、(中略) 扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない」とし、さらに「この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りる」と「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10の2の(8)において定められている。処分庁が本件処分において、令和3年6月分収入として認定しつつ、すでに支給済であった6月分保護費の返還ではなく、当該過払い分を令和3年8月以降の収入充当額として計上した処理は、本取扱いに従って行われたものと認められる。

#### 4 調査審議の経過

令和4年3月31日 審査庁からの諮問の受付

令和4年5月12日 調査審議

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 保護開始時に保有が認められた物品の売却収入の認定について

生活保護制度における収入認定については、「次官通知」第10において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること」と規定されている。また、次官通知第8の3の(3)において、「収入として認定しないもの」が具体的に列挙されている。

本件、保護開始時に保有が認められた物品の売却収入については、同規定の「収入として認定しないもの」のいずれの項目にも該当しないことから、収入として認定すべきものと認められる。

##### (2) 保護開始時の程度の決定に当たっての認定について

生活保護開始時の程度の決定の取扱いについては、「課長通知」第10の間10の2の答1において「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当

該世帯の最低生活費の5割を超える額とする。」と規定されている。

当該規定は、保護開始時に保有する手持金に関するものであり、本件のように生活保護開始後に新たに得た収入について定めたものではなく、また、生活保護開始時に保有していた物品の取扱いを定めた規定でもない。

(3) 返納金の収入充当について

返納金の収入充当については、局長通知第10の2の(8)において、「収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない、(中略)収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りる」と規定されている。

処分庁は、審査請求人からの収入申告を受け、生活保護開始時から令和3年6月末までの間に得ていた売却収入について、これを、令和3年6月分の収入として認定し、これにより、支給済みの保護費のうち、過支給額となった保護費を、8月分から11月分に収入充当したが、この取扱いについては、同通知に従って行われた適正なものとして認められる。

なお、審査請求人は、本件処分について不利益処分を法律の根拠なく行ったと主張しているが、生活保護法に係る地方自治体の事務は、法定受託事務であり、地方自治法第245条の9により厚生労働大臣が処理基準を定めることができる旨規定され、次官通知等は同法に基づく処理基準であることから、この主張は当たらない。

(4) その他の基準等について

審査請求人は、課長通知第8の間40(自立更生のための用途に供される額の認定基準)及び課長通知第8の間61(日常生活に必要な生活用品を緊急に購入するための貸付資金の収入認定除外)について斟酌すべきと主張している。しかし、これらは、局長通知第8の2の(3)の貸付資金及び同(4)の恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金に関する取扱いを定めたものであり、本件における売却収入について適用されるものではない。

(5) 本件処分の妥当性について

本件処分は、次官通知等の厚生労働省の規定に基づき、収入認定がなされ、返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上したものであり、違法または不当な点は認められない。

(6) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫